

2019年6月

# オフィsguard

## 法人火災共済保険

### 普通保険約款

このたびは全労済協会にご契約いただきありがとうございます。  
ごぞいます。

さて、この冊子には法人火災共済保険の大切な事柄  
が記載されておりますので、保険証券（更新証）と一  
緒に大切に保管ください。

全労済協会は「絆を紡ぎ未来を奏でる勤労者ネット  
ワークの構築」をテーマに、相互扶助の理念と「ワー  
カーズ・ファースト」を標榜し、勤労者が豊かで安心  
できる社会づくりに貢献できるように力をあわせて活  
動をおこなってまいります。

## 全労済協会（一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会）

### 1. 保険証券または保険契約更新証の内容について

保険証券または保険契約更新証記載の内容をご確認くだ  
さい。

### 2. ご契約内容の変更について

ご契約内容に変更が生じた場合には、遅滞なく全労済協  
会へご連絡ください。

### 3. 事故のご通知について

事故が発生した場合は遅滞なく全労済協会にご連絡くだ  
さい。

ご連絡がない場合は保険金を削減して支払うことがござ  
いますのでご注意ください。

#### 〈全労済協会の受付ご連絡先〉

受付時間 平日9時から17時15分

電話番号 **03-5333-5128**（共済保険部 直通）

# 法人火災共済保険 普通保険約款 目次

<b>第1章 用語の定義条項</b> ..... 1	第17条 保険金額の調整..... 6
第1条 用語の定義..... 1	第18条 保険契約者による保険契約の解除..... 6
<b>第2章 保障条項</b> ..... 2	第19条 保険料不払の場合の解除..... 6
第1条 保険の対象の範囲..... 2	第20条 重大事由による解除..... 6
第2条 損害保険金を支払う場合..... 2	第21条 保険契約解除の効力..... 6
第3条 費用保険金を支払う場合..... 3	第22条 保険契約の内容の変更..... 6
第4条 地震等見舞金を支払う場合..... 3	第23条 保険料の返還または請求 - 告知義務・通知義務等の場合..... 6
第5条 保険金を支払わない場合..... 4	第24条 追加保険料の払込み..... 7
第6条 他の保険契約がある場合の保険金の支払額..... 4	第25条 追加保険料の払込み - 口座振替..... 7
第7条 残存物および盗難品の帰属..... 4	第26条 追加保険料払込み前の事故の取扱い..... 7
<b>第3章 基本条項</b> ..... 4	第27条 解除 - 追加保険料不払の場合..... 7
第1条 保険責任の始期および終期..... 4	第28条 保険料の返還 - 無効の場合..... 7
第2条 保険料の払込時期..... 5	第29条 保険料の返還 - 取消しの場合..... 7
第3条 保険料の払込み - 口座振替..... 5	第30条 保険料の返還 - 保険金額の調整の場合..... 7
第4条 保険料払込み前の事故の取扱い..... 5	第31条 保険料の返還 - 失効、解除の場合..... 7
第5条 保険料不払の場合の免責..... 5	第32条 保険料の返還 - 損害保険金を支払った場合..... 7
第6条 保険契約の更新..... 5	第33条 事故発生時の義務..... 8
第7条 更新の中止・更新時における保険料・保険金額の変更..... 5	第34条 事故発生時の義務違反..... 8
第8条 更新された保険契約に適用される保険料率等..... 5	第35条 保険金の請求..... 8
第9条 更新された保険契約の告知義務..... 5	第36条 保険金の支払時期..... 8
第10条 告知義務..... 5	第37条 保険金の削減払..... 9
第11条 通知義務..... 5	第38条 保険金請求権の時効..... 9
第12条 保険契約者の住所変更..... 6	第39条 代位..... 9
第13条 保険の対象の譲渡..... 6	第40条 保険金支払後の保険契約..... 9
第14条 保険契約の無効..... 6	第41条 訴訟の提起..... 9
第15条 保険契約の失効..... 6	第42条 準拠法..... 9
第16条 保険契約の取消し..... 6	

# 法人火災共済保険 普通保険約款

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条 (用語の定義)

この普通保険約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
屋外設備・装置	タンク、サイロ、井戸、物干または外灯設備等で建物に直接付属しないものをいいます。
火災	人の意図に反してまたは放火により発生し、もしくは人の意図に反して拡大する消火の必要のある熱焼現象であって、これを消火するためには、消火施設またはこれと同程度の効果があるものの利用を必要とする状態をいいます。
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日まで、既に経過した期間のことをいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(注)、ジャイロプレーンをいいます。 〔注〕モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を含みます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによってこの会が告知を求めたものをいいます。(注) 〔注〕他の保険契約等に関する事項を含みます。
再取得価額	損害が生じた地および時において、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再取得するのに要する額をいいます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。ただし、他の保険契約等が共済契約である場合は、その共済契約の支払責任額は他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき共済金の額をいいます。
車両	自動車、原動機付自転車、軽車両(注)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。 〔注〕軽車両とは、自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(それおよび牛馬を含みます。)をいいます。ただし、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。

用語	定義																										
修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態(注)に復旧するために必要な修理費をいいます。 〔注〕構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。																										
損害の額	損害(注1)が生じた保険の対象の修理費(注2)の額をいい、修理にともなって生じた残存物がある場合は、その残存物の時価額(注3)を差し引いた額をいいます。 ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害の額は、保険の対象の再取得価額とします。 〔注1〕消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。 〔注2〕復旧しない場合の修理費は、修理を行えば要すると認められる費用をいいます。 〔注3〕時価額は、保険の対象の再取得価額から使用による消耗分(減価分)を控除して算出した額をいいます。																										
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。																										
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の保険の対象については締結された第2章保険条項第2条(損害保険金を支払う場合)の損害または同章第3条(費用保険金を支払う場合)の費用を保障する他の保険契約または共済契約をいいます。																										
団体の構成員	被保険者である団体の理事、取締役または団体の業務に従事する者をいいます。																										
追加保険料払込日期	変更手続承認書記載の追加保険料払込日期をいいます。																										
月割係数	下記の期間に対応する係数をいいます。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>1か月まで</th> <th>2か月まで</th> <th>3か月まで</th> <th>4か月まで</th> <th>5か月まで</th> <th>6か月まで</th> <th>7か月まで</th> <th>8か月まで</th> <th>9か月まで</th> <th>10か月まで</th> <th>11か月まで</th> <th>12か月まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>係数</td> <td><math>\frac{1}{12}</math></td> <td><math>\frac{2}{12}</math></td> <td><math>\frac{3}{12}</math></td> <td><math>\frac{4}{12}</math></td> <td><math>\frac{5}{12}</math></td> <td><math>\frac{6}{12}</math></td> <td><math>\frac{7}{12}</math></td> <td><math>\frac{8}{12}</math></td> <td><math>\frac{9}{12}</math></td> <td><math>\frac{10}{12}</math></td> <td><math>\frac{11}{12}</math></td> <td><math>\frac{12}{12}</math></td> </tr> </tbody> </table> 〔注〕1か月に満たない端日数がある場合は、切り上げて1か月とします。	期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで	係数	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$
期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで															
係数	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$															
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。																										
払込日期	保険証券または保険契約更新証記載の払込日期をいいます。																										
破裂・爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。凍結による水道管、水管またはこれらに類するものの破裂を含み、当該機器のみの損害を除きます。																										

用語	定義
被災世帯	第2章保障条項第3条（費用保険金を支払う場合）②の損害が生じた世帯または法人をいいます。
被保険者	保険証券または保険契約更新証記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券または保険契約更新証記載の保険期間をいいます。
保険金	損害保険金、臨時費用保険金、失火見舞費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、地震等見舞金をいいます。
未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
落雷	空中に発生した超高電圧の電気が地上に地絡する現象（雷雲と地上物の間に生ずる放電作用）をいいます。

## 第2章 保障条項

### 第1条（保険の対象の範囲）

この保険契約における保険の対象は、＜保険の対象一覧表＞に記載があるものとします。

#### ＜保険の対象一覧表＞

対保険象の	①	②
	建物 (注1)(注2)	動産 (注3)
保険の対象となる建物に含まれるもの	<p>保険の対象となる建物とは、被保険者が所有し、日本国内に所在する保険証券または保険契約更新証記載の建物をいい、次のア.～エ.までの物のうち、被保険者の所有するものは、建物に含まれます。</p> <p>ア. 畳、建具その他これらに類する物</p> <p>イ. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの。</p> <p>ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの</p> <p>エ. 建物に付属する物置、車庫その他の付属建物</p>	<p>ア. 保険の対象となる動産とは、日本国内に所在する保険証券または保険契約更新証記載の建物に収容されている被保険者が所有する動産をいいます。</p> <p>イ. 建物と動産の所有者が異なる場合において、①（建物）のア.～ウ.までの物で被保険者の所有するものは、動産に含まれます。</p>

対保険象の	①	②
	建物 (注1)(注2)	動産 (注3)
保険の対象に含まれないもの	<p>次のア～エの物は、建物に含まれません。</p> <p>ア. 建物基礎工事部分</p> <p>イ. 建物に付属しない屋外設備、装置</p> <p>ウ. 門、塀、垣その他の工作物</p> <p>エ. リース物件</p>	<p>ア. 次の(ア)～(ク)までの物は、動産に含まれません。</p> <p>(ア) 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物</p> <p>(イ) 貴金屬、宝石、宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品</p> <p>(ウ) 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、証書、帳簿その他これらに類する物</p> <p>(ニ) 自動車、原動機付自転車</p> <p>(ホ) 商品その他これらに類する物</p> <p>(カ) 家畜、家きんその他これらに類する物</p> <p>(キ) 盆栽、庭木、草花その他これらに類する物</p> <p>(ク) リース物件</p> <p>イ. 盗難（盗難による盗取、損傷または汚損を含む）の場合は、次の(ア)～(ニ)までの物も動産に含まれません。</p> <p>(ア) 携帯用OA機器（ノート型パソコン、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、ワープロ、小型プリンター等）</p> <p>(イ) ソフトウェアおよびデータ類（アプリケーション、プログラム、市販ソフトウェア、マスターテープ、マスターデータ等）</p> <p>(ウ) 移動式通信機器（PHSを含みます。）等の携帯式通信機器</p> <p>(ニ) 自転車</p>

(注1) 建物（区分所有建物の取扱い）  
区分所有の建物の場合においては専有部分とし、共用部分は含みません。

(注2) 建物（建築中の建物、空家の取扱い）  
建築中の建物または空家について、被保険者が所有しているものは保険の対象となります。

(注3) 動産（付属建物の動産）  
物置、車庫その他の付属建物に収容される被保険者の所有する動産は、保障の対象に含まれます。

### 第2条（損害保険金を支払う場合）

- (1) この会は、＜保障内容一覧表＞に記載がある損害保険金について、＜保障内容一覧表＞ならびに
- (2)の＜損害保険金支払額一覧表＞およびこの普通保険約款に従い支払います。

#### ＜保障内容一覧表＞

事故の区分	損害保険金を支払う場合
① 火災等	<p>下記のア.～エ.のいずれかに該当する事故によって、保険の対象が損害を受けた場合</p> <p>ア. 火災</p> <p>イ. 落雷</p> <p>ウ. 破裂・爆発</p> <p>エ. 航空機の墜落・航空機からの物体の落下</p>
② 風水災等	<p>下記のア.～エ.のいずれかに該当する事故によって、保険の対象が損害(注1)を受け、5,000円（1個または1組ごと）を超える損害を受けた場合(注2)</p> <p>ア. 風災（台風、旋風、突風、暴風、暴風雨等をいいます。）</p> <p>イ. 電災<sup>ひょうさい</sup></p> <p>ウ. 雪災（降雪、豪雪、雪崩等をいいます。）(注3)</p> <p>エ. 水災(注3)による浸水(注4)</p>

事故の区分	損害保険金を支払う場合
③ 車両の飛び込み	建物外部からの車両の飛び込み、またはその積載物の衝突もしくは接触により保険の対象が損害を受けた場合
④ 盗難	盗難により、保険の対象が盗取、損傷または汚損され、5,000円（1個または1組ごと）を超える損害を受けた場合

- (注1) 建物内部の雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部がア、～ウ、によって直接破損したために生じた場合に限りです。
- (注2) この場合における損害額の認定は、建物一棟ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行います。
- (注3) 台風、暴風雨、豪雨、なが雨等による洪水、融雪洪水、高潮、高波、土砂崩れ等の自然災害をいいます。
- (注4) 「浸水」とは、
- ・床上浸水 建物の床面(\*)を超える浸水
  - ・地盤面より45cm以上の浸水
- のいずれかの状態で、そのため日常の業務、生活を営むことができない場合をい、建物の床面に土砂等が流入した場合を含みます。
- (\*) 板張、Pタイル、畳敷等のものをい、土間、たたきの類を除きます。

- (2) (1)に規定する損害保険金は、＜損害保険金支払額一覧表＞およびこの普通保険約款にもとづき支払います。この会が保険金を支払うべき損害の額および保険の対象の価額は、再取得価額によるものとします。

#### ＜損害保険金支払額一覧表＞

損害の額を損害保険金として支払います。ただし、事故の区分ごとの限度額を限度とします。

事故の区分	限度額
① 火災等	保険金額 ただし、保険金額が保険の対象の価額を超える場合は保険の対象の価額を限度とします。
② 風水災等	次のいずれか低い額 ア. 2,000万円 イ. 保険金額の20%
③ 車両の飛び込み	次のいずれか低い額 ア. 200万円 イ. 保険金額の10%
④ 盗難	保険金額を限度として次のいずれも適用 ア. 1回の事故につき300万円 イ. 1個または1組につき100万円

#### 第3条（費用保険金を支払う場合）

- (1) この会は、＜保障内容一覧表＞に記載がある費用保険金について、＜保障内容一覧表＞ならびに(2)の＜費用保険金支払額一覧表＞およびこの普通保険約款に従い支払います。

#### ＜保障内容一覧表＞

費用の区分	費用保険金を支払う場合
① 失火見舞費用保険金	前条(1)①の事故において、保険の対象または保険の対象を収容する建物内から発生した、火災、破裂・爆発(注1)により、第三者(注2)の所有物(注3)が滅失、損傷または汚損(注4)し、これにより見舞金等の費用が被保険者において発生した場合
② 残存物取片づけ費用保険金	前条(1)の損害保険金①・②のそれぞれの事故によって残存物取片づけ費用が発生した場合

- (注1) 第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂・爆発による場合を除きます。
- (注2) 保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。
- (注3) 動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する敷地内にあるものに限りします。
- (注4) 煙損害又は臭気付着の損害を除きます。

- (2) (1)に規定する費用保険金は、＜費用保険金支払額一覧表＞およびこの普通保険約款にもとづき支払います。①・②の費用保険金が他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、それぞれの費用保険金を支払います。

#### ＜費用保険金支払額一覧表＞

費用の額を費用保険金として支払います。ただし、費用の区分ごとの限度額を限度とします。

費用の区分	限度額
① 失火見舞費用保険金	被災世帯1世帯あたり40万円、かつ、1回の事故につき次のいずれか低い額 ア. 100万円 イ. 保険金額の10%
② 残存物取片づけ費用保険金	1回の事故につき保険金額の10%

#### 第4条（地震等見舞金を支払う場合）

- (1) この会は、保険の対象が建物である場合において、＜保障内容＞ならびに(2)の＜地震等見舞金支払額一覧表＞およびこの普通保険約款に従い地震等見舞金を支払います。

#### ＜保障内容＞

地震等見舞金を支払う場合	
地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失(注)	左欄のいずれかにより、保険の対象である建物に100万円を超える損害が生じた場合
地震等を直接または間接の原因とする洪水、融雪洪水等の水災	

- (注) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が使用不能(\*)に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなします。
- (\*) 一時的な使用不能は除きます。

- (2) (1)に規定する地震等見舞金は、＜地震等見舞金支払額一覧表＞およびこの普通保険約款にもとづき支払います。

#### ＜地震等見舞金支払額一覧表＞

損害の程度に応じて地震等見舞金を支払います。ただし、損害の程度ごとの限度額を限度とします。

損害の程度	限度額
全 損	次のいずれか低い額 ア. 300万円 イ. 保険金額の10%
半 損	次のいずれか低い額 ア. 150万円 イ. 保険金額の5%

損害の程度	限度額
一部損	次のいずれか低い額 ア. 30万円 イ. 保険金額の1%

(注1) 地震等見舞金を支払う場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

(注2) 損害の程度は下表の通りとします。

全 損	建物の70%以上を損壊もしくは焼失または流失した場合をいいます。
半 損	建物の70%未満、20%以上を損壊もしくは焼失または流失した場合をいいます。 (建物の浸水(*)が全床面積の50%以上にわたって地盤面から100cm以上になった場合は半損とします。)
一部損	建物の20%未満を損壊もしくは焼失または流失し、その損害額が100万円を超えた場合をいいます。 (建物の浸水(*)が全床面積の50%以上にわたる場合でも、その浸水が地盤面から100cm未満の場合は一部損となります。)

(\*)「浸水」とは、建物床面に浸水し、そのため日常の業務、生活を営むことができない場合をいい、地盤面以上に土砂等が流入した場合を含みます。

#### 第5条 (保険金を支払わない場合)

- (1) この会は、次の①～⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - 被保険者が所有(注)し、被保険者である団体の構成員が運転する車両またはその積載物の衝突または接触
  - 保険の対象である動産の置き忘れまたは紛失
  - 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難
  - 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
  - 第2条 (損害保険金を支払う場合) ①(イ)・②の事故の際における保険の対象の盗難

(注) 所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

- (2) この会は、次の①～③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用(注1)に対しては、保険金を支払いません。ただし、②に該当する場合であっても第4条 (地震等見舞金を支払う場合) の地震等見舞金についてはこの普通保険約款に従い支払います。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) ①～③までの事由によって発生した第2条 (損害保険金を支払う場合) に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用、および発生原因がいかなる場合でも同条に掲げる事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

- (3) この会は、(1)・(2)の規定のほか、次の①～⑤までのいずれかに該当する損害に対しては、第2条 (損害保険金を支払う場合) の事故による損害を除き、保険金を支払いません。

- 電気的事故による炭化または溶融の場合
- 発酵または自然発熱の損害
- 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害

- 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- 燃焼機器、暖房機器、電器機器等の過熱等によって生じた当該機器のみの損害

#### 第6条 (他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

(1) 第2条 (損害保険金を支払う場合) の損害に対して損害保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれ他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、この会は、次の①または②により損害保険金を支払います。

- この保険契約から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額を支払います。
  - この保険契約から保険金または共済金が支払われた場合  
損害の額から、他の保険契約から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額を支払います。  
ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) 第3条 (費用保険金を支払う場合) ①・②の費用に対して費用保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、費用保険金の種類ごとに「費用保険金の支払限度額表」に掲げる支払い限度額を超えるときは、この会は、次の①または②に定める額を費用保険金として支払います。
- この保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額を支払います。
  - この保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

#### <費用保険金の支払限度額表>

	保険金の種類	支払限度額
ア	第3条①の失火見舞費用保険金	失火見舞費用の額
イ	第3条②の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

- (3) (2)の場合において、第3条 (費用保険金を支払う場合) ①・②の費用につき支払責任額を算出したにあつては、第2条 (損害保険金を支払う場合) の損害保険金の額は、(1)の規定を適用し算出した額とします。
- (4) 第4条 (地震等見舞金を支払う場合) の地震等見舞金に対して地震等見舞金と同等の支払うべき他の保険契約等がある場合においても、この保険契約の支払責任額を支払います。

#### 第7条 (残存物および盗難品の帰属)

- この会が第2条 (損害保険金を支払う場合) の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権はこの会に移転しません。
- 盗取された保険の対象について、この会が第2条 (損害保険金を支払う場合) ④の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- 保険の対象が盗取された場合に、この会が第2条 (損害保険金を支払う場合) ④の損害保険金を支払ったときは、この会は損害保険金の再取得価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3)の規定にかかわらず、被保険者は、既に受け取った損害保険金に相当する額(注)をこの会に払い戻して、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(注) 既に受け取った損害保険金に相当する額

回収に要した費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

## 第3章 基本条項

#### 第1条 (保険責任の始期および終期)

- (1) この会の保険責任は、保険期間の初日の午前0時(注)に始まり、末日の午後12時(24時)に終わります。

(注) 保険証券または保険契約更新証にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- この会は、必要事項が記載されたこの会所定の保険契約申込書を受領した時までに生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

## 第2条 (保険料の払込時期)

保険契約者は、この保険契約に対する保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。

## 第3条 (保険料の払込み口座振替)

- (1) 保険契約者が口座振替により保険料を払い込む場合には、保険契約締結の際に、この会と保険契約者との間にあらかじめ保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意があり、かつ、次の①・②に定める条件をいずれも満たしていなければなりません。
  - ① 指定口座(注1)が提携金融機関(注2)に、保険期間の初日までに設定されていること。
  - ② この保険契約の締結およびこの会への保険料口座振替依頼書の提出が保険期間の初日までになされていること。
- (2) 保険料の払込みは払込期日に、指定口座からこの会の口座に振り替えることにより行うものとします。
- (3) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、この会は払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (4) 保険契約者は払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (5) 保険契約者が払込期日までに保険料の払込みを怠り、その払込みを怠った理由が提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合は、払込期日の属する月の翌月の払込日を払込期日とみなして(1)~(4)の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
- (6) 保険契約者が口座振替により保険料を払い込む場合において、保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意および重大な過失がなかったとこの会が認めたときは、この会は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌月末」に読み替えて次条、第5条(保険料不払の場合の免責)および第19条(保険料不払の場合の解除)の規定を適用します。

(注1) 保険契約者が指定する口座をいいます。

(注2) この会と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関をいいます。

## 第4条 (保険料払込み前の事故の取扱い)

- (1) 払込期日に保険料の払込みがない場合には、保険契約者は払込期日の属する月の翌月末までにこの会に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が事故の発生の日以前に到来した払込期日に保険料の払込みを怠っていた場合において、払込期日の属する月の翌月末までにこの会に保険金の支払請求が行われるときは、この会は、保険契約者が保険料の全額を払い込んだことに限り、その事故による損害または費用に対する保険金を支払います。
- (3) 事故の発生の日が払込期日以前であり、保険契約者が保険料を払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、この会が承認したときは、この会は、保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
- (4) (3)の確約に反して保険契約者が払込期日に保険料の払込みを怠り、かつ、払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込みを怠った場合は、この会は、既に支払った保険金の返還を請求することができます。

## 第5条 (保険料不払の場合の免責)

この会は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、保険料の払込みを怠った場合は、保険期間の初日以後に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

## 第6条 (保険契約の更新)

- (1) この保険契約の保険期間が満了する日の属する月の前月末日までに、この会または保険契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合は、この保険契約は、保険期間が満了する日の内容と同一の内容(注)で保険期間の満了する日の翌日に更新されるものとします。
- (2) (1)の規定によりこの保険契約が更新された場合は、この会は、保険契約更新証を保険契約者に対して交付します。
- (3) (1)の規定にかかわらず、契約内容を変更した場合は、その変更内容を保険契約者が保険契約申込書に記載し、この会へ提出し、この会がその内容を承認した場合は契約内容を変更することができます。

(注) 同一の内容とは、この保険契約と保険契約者、被保険者、保険の対象または保険金額を同じ内容とするものをいいます。

## 第7条 (更新の中止・更新時における保険料・保険金額の変更)

- (1) この会は、巨大災害等が発生した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場

合は前条(1)の規定にかかわらず、この保険契約を更新しない、または更新された保険契約の保険料の増額もしくは保険金額の減額をすることがあります。

- (2) (1)の保険契約を更新しない場合、または更新された保険契約の保険料の増額もしくは保険金額の減額を行う場合は、この会は保険契約者に対してこの保険契約の保険期間が満了する日の2ヶ月前までにその旨を書面により通知するものとします。

## 第8条 (更新された保険契約の更新される保険料率等)

- (1) この保険契約に適用した約款、保険料率等を改定した場合は、この会は、第6条(保険契約の更新)により、更新された保険契約について、更新された保険契約の保険期間の初日における約款、保険料率等を適用するものとします。
- (2) (1)の場合は、この会、この保険契約の保険期間が満了する日が属する月の前月10日までに保険契約者に対して、約款、保険料率等の改定内容を書面により通知します。

## 第9条 (更新された保険契約の告知義務)

- (1) 第6条(保険契約の更新)の規定によりこの保険契約を更新する場合において、次の①・②のいずれかに該当するときは、保険契約者または被保険者は、その旨をこの会に告げなければなりません。
  - ① 保険契約申込書に記載した事項または保険証券もしくは保険契約更新証に記載された事項のうち、次条に該当する事項に変更があったとき。
  - ② 第11条(通知義務)、第12条(保険契約者の住所変更)、および第13条(保険の対象の譲渡)の規定によりこの会に通知すべき事項が生じたとき。
- (2) (1)の告知については、更新された保険契約の普通保険約款の告知事項に関する規定を適用します。

## 第10条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、この会に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、この会は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①~④のいずれかに該当する場合は適用しません。
  - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
  - ② この会が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注1)
  - ③ 保険契約者または被保険者が、この会が保険金を支払うべき損害または費用が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を申し出て、この会がこれを承認した場合(注2)
  - ④ この会が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注1) この会のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(注2) この会が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際にこの会に告げられていたとしても、この会が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

- (4) (2)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、この会は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、この会は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した事故による損害または費用については適用しません。

## 第11条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、次の①~③のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨をこの会に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、この会への通知は必要ありません。
  - ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途(注1)もしくは建物内で行われる作業を変更(作業を開始したときおよび作業を行わなくなったときを含みます)したとき。
  - ② 保険の対象を他の場所に移転すること。
  - ③ ①・②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注2)が発生したとき。

(注1) 増築、改築または空家とする場合を含みます。

(注2) 告知事項のうち、保険契約締結の際にこの会が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事項に限ります。

- (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、この会は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)の規定は、この会が、(2)の規定による解除の原因が有ることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害または費用に対しては、この会は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、この会は、その返還を請求することができます。
- (5)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかず発生した事故による損害または費用については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合は、この会は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際にこの会が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害または費用に対しては、この会は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、この会は、その返還を請求することができます。

#### 第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券または保険契約更新証記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨をこの会に通知しなければなりません。

#### 第13条（保険の対象の譲渡）

保険契約締結の後、保険契約者が保険の対象を譲渡する場合は、保険契約者または被保険者は遅滞なく書面をもってその旨をこの会に通知しなければなりません。

- (2) この会は、保険契約者が保険の対象を譲渡する場合は、第15条（保険契約の失効）の規定を適用します。

#### 第14条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

#### 第15条（保険契約の失効）

(1) 保険契約締結の後、次の①・②のいずれかに該当する場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

- ① 保険の対象の全部が滅失した場合（注）
- ② 保険の対象である建物を譲渡した場合

(注) 第40条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

- (2) 保険証券または保険契約更新証記載の保険の対象が複数あり、保険の対象それぞれに保険金額を定めている場合は、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

#### 第16条（保険契約の取消し）

(1) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によってこの会が保険契約を締結した場合は、この会は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

- (2) この保険契約の保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、(1)の規定によりこの保険契約を取り消すときは、この会は、その旨を質権者または譲渡担保権者へ通知するものとします。

#### 第17条（保険金額の調整）

(1) 保険契約締結の後、保険金額が再取得価額を超えたことにつき、保険契約者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、この会に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

- (2) 保険契約締結の後、保険の対象である建物または動産の再取得価額が著しく減少した場合は、保

険契約者はこの会に対する通知をもって、将来に向かって、その保険金額について、減少後の再取得価額に至るまでの減額を請求することができます。

#### 第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、この会に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

#### 第19条（保険料不払の場合の解除）

(1) この会は、払込期日の属する月の翌月末を経過した後も保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (2) 第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の解除は保険期間の初日からその効力を生じます。

- (3) (1)の規定により解除された場合において、第4条（保険料払込み前の事故の取扱い）(3)の規定により既に支払った保険金があるときは、この会は、その返還を請求することができます。

#### 第20条（重大事由による解除）

(1) この会は、次の①～④のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、この会にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 保険契約者または被保険者が、次のア．～オ．のいずれかに該当すること。
  - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
  - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
  - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①～③に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①～③の事由がある場合と同程度にこの会のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) (1)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)の①～④の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または費用に対しては、この会は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、この会は、その返還を請求することができます。

- (3) 保険契約者または被保険者が(1)③ア．～オ．のいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③ア．～オ．のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

#### 第21条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第22条（保険契約の内容の変更）

(1) この会は、巨大災害等が発生した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、この会の定めるところにより、保険期間の途中において保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

- (2) (1)の保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、保険契約者に対して書面によりその旨を通知するものとします。
- (3) この会は、(2)の通知を行う前に生じた事故による保険金については(1)の保険金額の減額を行いません。

#### 第23条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、この会は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるとき



は、この会は下表により計算した保険料を返還または請求します。

$$\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差}} \times \boxed{\text{危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間に対する月割係数(注)}} = \boxed{\text{返還または請求する保険料}}$$

(注) 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の月割係数をいいます。1か月に満たない端日数がある場合は、切り上げて1か月とします。

- (3) (1)・(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更をこの会に通知し、承認の請求を行い、この会がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、この会は下表により計算した保険料を返還または請求します。

$$\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差}} \times \boxed{\text{保険契約の条件を変更した時以降の期間に対する月割係数(注)}} = \boxed{\text{返還または請求する保険料}}$$

(注) 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の月割係数をいいます。1か月に満たない端日数がある場合は、切り上げて1か月とします。

#### 第24条（追加保険料の払込み）

- (1) 前条の規定により、この会が追加保険料を請求する場合は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者は、次の①・②に定める期日までに、追加保険料を払い込まなければなりません。
- ① 前条1)・(2)の規定により、この会が請求する追加保険料である場合は、その請求の日の属する月の翌月の追加保険料払込期日
  - ② 前条3)の規定により、この会が請求する追加保険料である場合は、保険契約条件の変更日の属する月の翌月の追加保険料払込期日
- (3) 前条3)に定める通知を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、この会が認めるときを除いて、保険契約者はこれを撤回することはできません。

#### 第25条（追加保険料の払込み—口座振替）

- (1) 保険契約者が口座振替により追加保険料を払い込む場合には、保険料の払込方式が口座振替であるときに限ります。
- (2) 追加保険料の払込みは追加保険料払込期日に、指定口座からこの会の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (3) 追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、この会は追加保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (4) 保険契約者は、追加保険料払込期日の前日までに追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (5) 保険契約者が追加保険料払込期日に追加保険料の払込みを怠り、その払込みを怠った理由が提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合は、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして(1)~(4)の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
- (6) 保険契約者が口座振替により追加保険料を払い込む場合において、追加保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者が故意および重大な過失がなかったとこの会が認めたときは、この会は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えて次条および第27条（解除—追加保険料不払の場合）の規定を適用します。

#### 第26条（追加保険料払込み前の事故の取扱い）

- (1) 追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにこの会に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末を経過した後も追加保険料の払込みを怠った場合は、次の①、②の定めるところによります。
- ① 次条(1)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、この会は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または費用については除きます。
  - ② 払込みを怠った追加保険料が第23条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により請求したものである場合は、この会は、追加保険料領取前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- (3) 保険契約者が事故の発生の日以前に到来した追加保険料払込期日に追加保険料の払込みを怠っていた場合において、追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにこの会に保険金の支払請求が行われるときは、この会は、保険契約者が追加保険料の全額を払い込んだときに限り、その事故による損害または費用に対する保険金を支払います。

#### 第27条（解除—追加保険料不払の場合）

(1) 第23条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)の規定により追加保険料を請求した場合において、追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに追加保険料の払込みがないときは、この会は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1)の規定により、この会が保険契約を解除した場合において、既に領取した保険料は、未經過期間に対応する月割係数(注)を乗じた額を返還します。

(注) 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の月割係数をいいます。1か月に満たない端日数がある場合は、切り上げて1か月とします。

#### 第28条（保険料の返還—無効の場合）

第14条（保険契約の無効）の規定により、この保険契約が無効となる場合は、この会は、保険料を返還しません。

#### 第29条（保険料の返還—取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、この会がこの保険契約を取り消した場合は、この会は、保険料を返還しません。

#### 第30条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合は、この会は、保険契約締結時に遡り、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

#### 第31条（保険料の返還—失効、解除の場合）

この会は、次の①~③の場合、下表の算式により算出した保険料を返還します。

- ① 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)または第20条（重大事由による解除）(1)の規定により、この保険契約を解除した場合
- ② 第15条（保険契約の失効）の規定により、この保険契約が失効となる場合
- ③ 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合

$$\boxed{\text{保険料(注1)}} - \boxed{\text{既経過期間に対応する月割係数(注2)によって計算した保険料}} = \boxed{\text{返還する保険料}}$$

(注1) この保険契約に適用された保険料をいいます。

(注2) 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の月割係数をいいます。1か月に満たない端日数がある場合は、切り上げて1か月とします。

#### 第32条（保険料の返還—損害保険金を支払った場合）

第40条（保険金支払い後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場所で、この保険契約の保険期間が1年以下のときは、この会は、保険料を返還しません。ただし、この保険契約の保険期間が2年・3年のときは、第2章保障条項第2条（損害保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度(注1)を経過した以後の期間に対応する下表の算式により算出した保険料を返還します。

$$\boxed{\text{保険料(注2)}} \times \boxed{\text{未經過期間(注3)に対応する月割係数(注4)}} = \boxed{\text{返還する保険料}}$$

(注1) 契約年度とは

- ・初年度（保険始期が月の1日の場合）  
保険始期から保険始期の属する月の応当月前月の末日まで
- ・初年度（保険始期が月の1日以外の場合）  
保険始期から保険始期の属する月の応当月の末日まで
- ・2年度  
初年度末日翌月1日からその応当月の末日（2年契約の場合は保険終期）まで
- ・3年度  
2年度末日翌月1日から保険終期まで

(注2) この保険契約に適用された保険料をいいます。

(注3) 保険金を支払うべき損害が発生した日の属する契約年度の末日の翌日以降、保険終期までの期間

(注4) 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の月割係数をいいます。1か月に満たない端日数がある場合は、切り上げて1か月とします。

第33条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①～⑥の義務を履行しなければなりません。

区 分	義務の内容
① 損害防止義務	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生通知義務	次のア、～ウ、の事項を遅滞なく、この会に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
③ 盗難届出義務	保険の対象が盗難にあった場合は、遅滞なく警察に届け出ること。
④ 権利保全行使義務	他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑤ 他保険通知義務	他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なくこの会に通知すること。
⑥ 書類提出等義務	②のほか、次のア、およびイ、に定めること。 ア. この会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ. この会が、損害または費用の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。

(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(2) 保険の対象について損害または費用が生じ、事実の確認のため必要がある場合は、この会は、事故が生じた建物を調査すること、またはそれに収容されていた被保険者の所有物を調査することもしくは一時他に移動することができます。

第34条（事故発生時の義務違反）

被保険者が、正当な理由がなく前条(1)の規定に違反した場合は、この会は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

区 分	差引金額
① 前条(1)の①の損害防止義務違反	発生および拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 前条(1)の②の事故発生通知義務違反	この会が被った損害の額
③ 前条(1)の③の盗難届出義務違反	

区 分	差引金額
④ 前条(1)の④の権利保全行使義務違反	他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 前条(1)の⑤の他保険通知義務違反	この会が被った損害の額
⑥ 前条(1)の⑥の書類提出等義務違反	

(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第35条（保険金の請求）

- (1) この会に対する保険金請求権は、第2章保障条項第2条（損害保険金を支払う場合）の事故または同章第3条（費用保険金を支払う場合）の費用または同章第4条（地震等見舞金を支払う場合）の事故が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～③の書類または証拠のうち、この会が求めるものをこの会に提出しなければなりません。
  - ① 保険金の請求書
  - ② 盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - ③ その他この会が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際にこの会が交付する書面等において定めたもの
- (3) この会は、事故の内容または損害の額等に応じ、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出またはこの会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、この会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、この会は、それによってこの会が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第36条（保険金の支払時期）

- (1) この会は、請求完了日(注)の翌日以後30日以内に、この会が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。
  - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、この会が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注)第35条（保険金の請求）(2)・(3)の規定による書類がすべてこの会に到着した日をいいます。

- (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、この会は、請求完了日(注1)の翌日以後、次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、この会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
  - ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果についての照会 3(注3)180日
  - ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定、審査等の結果の照会 90日
  - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
  - ④ 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 360日
- (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外に

おける調査 180日

(注1) 第35条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による書類がすべてこの会に到着した日をいいます。

(注2) 複数の該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他法令にもとづく照会を含みます。

(3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) この会は、(1)または(2)で定めた期間を経過する日の後の日に保険金を支払う場合は、この会は、支払期限翌日以降遅滞の責任を負い、その遅滞した期間に対し法定利率(注)により計算した遅延損害金と保険金を併せて支払います。

(注) 法定利率とは、支払期限の翌日が2020年3月31日以前の場合は商法(明治32年法律第48号)第514条に定める法定利率をいい、支払期限の翌日が2020年4月1日以降の場合は支払期限翌日において適用される民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率をいいます。

#### 第37条(保険金の削減払)

(1) この会は、巨大災害等が発生した結果、この会の事業収支が著しく悪化した場合は、この会の定めるところにより、保険金の削減払いを行うことがあります。

(2) (1)の削減払いを行う場合は、保険契約者に対し書面によりその旨を通知するものとします。

(3) この会は、(2)の通知を行う前に生じた事故による保険金については(1)の削減を行いません。

#### 第38条(保険金請求権の時効)

保険金請求権は、第35条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第39条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、この会がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権はこの会に移転します。ただし、移転するのは次の①・②のいずれかの額を限度とします。

① この会が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、この会に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、この会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) (1)の規定により、被保険者が借家人(注)に対して有する債権を、この会が取得したときは、この会は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、この会は、これを行使します。

(注) 賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。

(4) 被保険者は、この会が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために、この会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、この会に協力するために必要な費用は、この会の負担とします。

#### 第40条(保険金支払後の保険契約)

(1) この普通保険約款に規定する損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生したときに終了します。

(2) (1)の場合を除き、この会が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

(3) 保険証券または保険契約更新証記載の保険の対象が複数あり、保険の対象それぞれに保険金額を定めている場合は、それぞれについて、(1)・(2)の規定を適用します。

#### 第41条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第42条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

# 全労済協会

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

住 所 〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階  
電話番号 (03)5333-5128 (共済保険部 直通)